

令和2年第4回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会議事日程

令和2年12月23日（水）午後2時05分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名（4番議員 内匠勇人、8番議員 上山隆弘）

日程第2 会期の決定（12月23日（水）1日間）

日程第3 議案第10号 揖龍保健衛生施設事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第4 議案第11号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第2号）

日程第5 一般質問

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊	
3番	宗	實	雅	典	4番	内	匠	勇	人
5番	桑	野	元	澄	6番	三	木	浩	一
7番	畑	山	剛	一	8番	上	山	隆	弘
9番	吉	田	正	之	10番	松	浦	崇	志

会議に欠席した議員

な し

議事に関係した事務局職員

事務局長	眞	殿	幸	寛
総務課長	田	淵	寿	哉
総務課副主幹	坂	本	春	美
総務課係長	堀		竜	也

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実	
代表監査委員		今	江	伸	
事務局長		眞	殿	幸	寛
総務課長(兼)		田	淵	寿	哉
医務課長		長	坂	泰	成
環境業務課長		福	井	照	子
衛生業務課長		石	原	重	雄
たつの市市民生活部		首	藤	武	司
環境課長					
太子町生活福祉部					
生活環境課長					

開 会 挨 拶

○議長（楠 明廣議員）

それでは、開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

朝夕の冷え込みも日増しに厳しくなり、寒さがひとしお身にしみる頃となりました。こうした中、議員各位にはご健勝にて参集賜り、本日ここに令和2年第4回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえない次第でございます。

さて、今期定例会には既にお手元に配付しておりますとおり、条例改正、補正予算の案件が提出されております。議員各位におかれましては、慎重にご審議いただき、適切妥当なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。また、議事運営につきましても議員の格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年第4回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会でご審議をいただきます案件は、既にお手元にお届けしておりますとおり、条例案件1件、補正予算1件でございます。これらの案件はいずれも重要なものでございますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、全案件につきまして原案のとおりご賛同賜りますようよろしくをお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

開 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

ただいまより、令和2年第4回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第1項の規定により実施いたしました例月出納検査の結果報告が、1件が提出されております。その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧をお願いいたします。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明を求めた者の職氏名について事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員は10名全員でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、副管理者につきましては欠席でございます。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（楠 明廣議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において4番内匠勇人議員、8番上山隆弘議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月23日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月23日の1日間と決しました。

～日程第3 議案第10号～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第3、議案第10号 揖龍保健衛生施設事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

それでは、議案第10号、揖龍保健衛生施設事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、筑紫の丘斎場は平成15年に供用を開始し、火葬場使用料につきましては、当時の龍野市及び揖南衛生施設事務組合火葬場での経費を火葬件数で割った金額から設定しておりまして、現在まで使用料の見直しを行っておりません。供用開始から16年が経過しており、当初と比較し経費が増加したことにより、1体当たりに係る経費が平成15年度の約1.5倍となっております。また、隣接する姫路市など区域外の火葬件数が、平成15年の42件から令和元年度では146件と約3.5倍に増加しておりますことから、組合の費用負担が増えているところでございます。

このことから、施設、設備の維持管理に対する受益者負担について見直しを図るこ

ととし、区域外の火葬については火葬に係る経費相当分を負担していただくため、使用料の見直しを図るものでございます。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。

本条例の別表中、市、町外の使用料を新旧対照表のとおり改正しようとするものでございます。

また、附則につきましては、本条例の施行期日を令和3年4月1日からとなっております。

以上で議案第10号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

先ほどの議員の協議でも少し状況については確認をさせていただいたところですが、今回は圏外というか、市外、町外の部分についての実態から、合わせて1.5倍の対応をするということですが、今後の運営を考えて、その人口の流れあるいは生活をしている方々の実態のいろんなことを踏まえて運営をしていくというものから、今後見直しをかけていく場合という尺度というのはどのようなことになっていくのかという部分と、それから町内、市内の分野も今後見直す場合があるのかないのかという検討の在り方の基本的な考え方についてだけ、確認だけさせていただきます。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

このたびの改正でございますけれども、先ほどの説明にありましたように実際の経費が上がっているというところから、まず金額のほうについては試算をさせていただきました。そのうち区域外の方のみ今回改正をさせていただいておるんですけれども、これにつきましても当初約5%ぐらいのご利用であったものが、かなり件数が増えてきておるということもございますので、組合の運営、経費にかなり負担が出ておるということから、まず区域外の方の利用料につきまして今回改正をさせていた

だいたところでございます。

今ご質問にありましたとおり、この金額につきましては今後経費ですね、どれぐらいの経費がかかっているかというのは例年出てまいりますので、そちらの数字を傾注しながら、現在の使用料と乖離が出てくるようになれば、また改正時期等を考えていきたいと思えます。

それと、区域内の方々なんですけれども、今回合わせて区域内のご利用につきまして上げておりませんが、現在コロナでかなりなかなか支出のほうも苦しい状況でもある現在、合わせて区域内の方についてご利用の利用料、こちらのほうを上げるというのは、そういう時期ではないというふうに判断をさせていただいて、区域内の利用料につきましては今回は除かせていただきました。

いつ頃を検討するのかということでございますけれども、こちらもやはり一応経費等も見えていかないといけないんですけれども、斎場につきましても16年ほどが経過しておりますので、そろそろ大規模な改修等も今後迫ってきております。ですので、そちらの経費から見ますと、やはり今の金額ではなかなか難しいといえますか、そちらのほうの経費がかかりますので、そろそろ利用料の値上げも見ないといけないのかなということで、いつ頃というのはまだ考えておりませんけれども、どれぐらいの経費がかかっているかというのは例年見てまいりますので、そちらを見ながら、その時々ですけれども判断をさせていただきたいなというふうに現在のところは考えております。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

他にご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第10号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第11号～

○議長(楠 明廣議員)

次に、日程第4、議案第11号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(眞殿幸寛君)

ただいま議題となりました議案第11号、令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算(第2号)について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、やむを得ない事情により、補正を必要とするものについて行っておりますので、ご了承賜りたく存じます。

それでは、その内容につきまして、条を追ってご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出それぞれ98万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,635万1,000円とするものでございます。

それでは、その内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。

歳出の第3款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費、第1節報酬におきまして、全国的に新型コロナウイルスの感染者が増える中、ごみ収集体制について新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の強化を図ったことによりまして会計年度任用職員の勤務時間が増えたこともあり、会計年度任用職員6名の報酬98万6,000円を増額いたしております。

次に歳入についてご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

第5款繰越金につきましては、前年度繰越金の一部である98万6,000円を増額いたしております。

以上をもちまして議第11号、令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第2号）の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

2番 船引宗俊議員。

○2番（船引宗俊議員）

会計年度任用職員の報酬、手当の部分ですけども、6名、これは残業が増えたということですか、それとも業務時間内の業務内容が増えたということですか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

補足ですと。

すいません。

○2番（船引宗俊議員）

ほんなら止めときましようか。

○議長（楠 明廣議員）

気になっとる人おってんなんか、誰か言うてもろうたら。

ないようでしたら。

○8番（上山隆弘議員）

いや、ちょっと違う。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

今回の補正は、感染予防対策等の強化ということですが、コロナ禍の中で対応していくのは大変だとは思いますが、現場にはいろいろとご迷惑かけてるのかなというふうに思いますが、これに対する強化の在り方の現在のつくってる状況をいつまで続ける考え方なのか、ある程度収束という部分で、行政に対処するものに、コロナがなくなった場合に、その辺はどういうふうな考え方でしょうか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

今回の補正につきましては、まず協議会のほうでもご説明させていただきましたが、会計年度任用職員ということで、1日の時間当たりが例年より短くなっております。今までですと8時間勤務のほうをしていただいとったんですけれども、週31時間ということで1日当たり6時間12分ということで、大体3時過ぎぐらいに勤務時間が終わるとということで、本年度はそれで収集の体制を組んでおりました。

コロナの感染症が拡大をしてきたということで、その組合内での防止対策として、収集のほうですけれども、まず収集人員を今2班に分けております。万一コロナの感染者が出て、濃厚接触者ということになると全員が動けなくなりますので、詰所を2班に分けて、最悪ですけれども、出たときにも半分では対応できるようにしようということで半分にしております。

それと、朝夕なんですけれども、使用しますパッカー車、ほかの作業車も含めてなんですけれども、それぞれ消毒を行っております。これにつきましては2名ないしは3人乗車なんですけれども、1日そちらの中におりますので、前と後ということで消毒のほうを行っております。

それと、コロナが始まった頃によく新聞、ニュース等にも出たと思うんですけれども、どうしても袋に入ったごみをパッカー車に詰め込んだときに袋が破裂して中身が出てくるということがございます。まだ、そのときはもう何が原因か分からないときからそういうことも言われておりましたが、現在もそういう破裂しても浴びないようにということで、大変気をつけながらパッカーのほうに入れておるといった態勢を取ることで、若干そこらにも時間が取られているという形になっております。

そういう対応に取り組みながら、それをいつまで続けていくのかということなんですけれども、やはり完全に終息するもしくはこの指定感染症の今ランクが一番上にございますので、私がいかがげんなことを言うとあれなんですけれども、薬ですとかワ

クチンですとかが受けれるようになったら、もう少し下のランクになってきたら、もう少しこちらのほうも解除をしていっていけるのかなというふうには今のところ考えておりますが、消毒することが悪いことじゃございませんので、当分の間は今の取組については継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

他にご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第11号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 一般質問～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第5、一般質問ではございますが、通告がございませんので、議事を省略いたします。

以上で今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これをおもちまして令和2年第4回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 挨拶

○議長（楠 明廣議員）

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位におかれましては条例改正、補正予算の重要案件を終始熱心かつ慎重にご審議賜り、それぞれ適切妥当なるご決定を賜りました。また、議事運営につきましても格別のご協力によりまして、ここに閉会の運びとなりましたことを心より厚く御礼申し上げます。

さて、今年一年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京五輪の1年延期をはじめ、全国的にも当地域におきましても予定されていた行事が数多く中止、延期、規模縮小となりました。現在も全国的に新型コロナウイルスの感染者が急増し、今まさに第3波が本格化していると認識せざるを得ない状況でございます。

理事者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策ではございますが、いよいよ一度確認していただき、万全の体制をお願いする次第でございます。今年も残すところ10日余りで新年を迎えることとなりますが、来年こそ新型コロナウイルス感染症が一日も早く終息し、平穏な生活を取り戻せるよう心から願っております。

議員各位におかれましては、季節柄健康に十分ご留意賜り、ご健勝にて新年を迎えられますとともに、組合運営にもなお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

管理者。

○管理者（山本 実君）

令和2年第4回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会にご提案をされました案件につきまして、議員各位におかれましては終始慎重なご審議を賜り、条例案件、補正予算、提出いたしました全ての案件につきまして原案のとおり可決いただきましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、いよいよ年の瀬も押し迫ってまいりました。全国各地で、感染者が急増しております新型コロナウイルスは、今のところ終息のめどがついておりませんが、早期に、安全で有効な新型コロナワクチンが開発をされ、無事に医療機関に行き渡りますことを切に願っております。

揖龍休日夜間急病センターを管理運営しております本組合におきましても、年末年始の診療日を控え、感染予防を徹底し、十分な医療提供が行える体制に努めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、議員各位におかれましては、十分にご健康にはご留意いただきまして、ご家族共々おそろいで輝かしい新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後2時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月23日

組合議会議長 楠 明 廣

会議録署名議員 内 匠 勇 人

会議録署名議員 上 山 隆 弘